

「東京都教育ビジョン（第5次）（案）」に対する意見募集の結果について

1 意見募集の結果の概要

- (1) 募集期間：令和6年2月1日（木）から同年3月1日（金）まで
 (2) 提出方法：WEB又は郵送
 (3) 回 答 数：146件

【回答者属性】

小学生	0
中学生	17
高校生	0
大学生、専門学校生	1
未就学児の保護者	6
小学生の保護者	6
中学生の保護者	7
高校生の保護者	6
学校関係者	73
その他(個人・法人)	30
合計	146

【項目ごとの件数】

項目	件数
基本的な考え方	20
基本的な方針と施策展開の方向性	261
柱1 自ら未来を切り拓く力の育成	140
基本的な方針1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	22
基本的な方針2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	25
基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	28
基本的な方針4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育	20
基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	27
基本的な方針6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	18
柱2 誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実	44
基本的な方針7 教育のインクルージョンの推進	12
基本的な方針8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実	24
基本的な方針9 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進	8
柱3 子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化	77
基本的な方針10 これからの教育を担う優れた教員の確保・育成	31
基本的な方針11 学校における働き方改革等の推進	31
基本的な方針12 質の高い教育を支える環境の整備	15
その他	8
合計	289

(注)
 一つの回答で複数項目について意見のある場合があるため、回答数と項目ごとの件数とは一致しない。

2 主な意見と見解

本ビジョンの策定に当たっては、皆様からの御意見を参考とさせていただきました。
主な意見要旨と東京都教育委員会の考え方は以下のとおりです。

〔基本的な考え方〕

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な考え方	1	中学生の保護者	子どもや教職員のほとんどが、子どもの権利条約について知らないので、学校現場での人権教育の要として、子どもの権利条約を周知してほしい。	児童・生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にした教育を行うためには、「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」について、基本理念の趣旨等の理解を深めることが重要です。都においては、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化した「東京都こども基本条例」に基づき、子供政策を推進しています。このことについて、「東京都教育ビジョン（第5次）」にも記載しました。 (ビジョン6ページ)
基本的な考え方	2	学校関係者	学校現場の声と苦しさを精査して、憲法・子どもの権利条約を尊重する立場で政策を見直してほしい。	「東京都教育ビジョン（第5次）」に位置付けられた教育施策の実施に当たっては、主要な施策や事務事業の取組状況について、子供も含む学校現場の声を重視しながら点検・評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにして、効果的な教育行政の一層の推進を図っていきます。
基本的な考え方	3	学校関係者 高校生の保護者	現在、取り残されている子どもたちがたくさんいる。「本当に」誰一人取り残さないような教育を実現し、様々な困難を抱える子供たちへの支援を充実してほしい。	「東京都教育ビジョン（第5次）」では、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」など3本の柱を設定するとともに、中でも特に、教育のインクルージョンの推進や、困難を抱える子供へのサポートの充実等の内容を強化しました。一人ひとりの状況に応じた支援や学校と福祉等の関係機関が協働して支援する体制の一層の充実を図っていきます。 (ビジョン14,46～56ページ)

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な考え方	4	その他	<p>国の第4次教育振興基本計画に掲げられている「ウェルビーイング」について、都の教育ビジョン案で積極的に謳われていない理由を聞かせてほしい。</p>	<p>国の第4期教育振興基本計画では、日本に根差したウェルビーイングの要素として、「幸福感」「学校や地域でのつながり」「協働性」「利他性」「多様性への理解」「サポートを受けられる環境」「社会貢献意識」「自己肯定感」「自己実現」「心身の健康」「安全・安心な環境」等を挙げています。</p> <p>こうした事項について、都教育委員会は、これまでも重視し、目指す子供の姿として「自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる」「他者への共感や思いやりを持つとともに、自己を確立し、多様な人々が共に生きる社会の実現に寄与する」の2点を掲げ、様々な施策を展開してきました。「東京都教育ビジョン（第5次）」においても引き続き、その実現に向けて取り組んでいきます。</p> <p>（ビジョン11ページ）</p>
基本的な考え方	5	その他	<p>東京都教育委員会は「東京都教育ビジョン（第5次）」策定にあたり、政府の「第4期教育振興基本計画」を「参酌」するべきではない。</p>	<p>教育基本法第17条第2項において、地方公共団体は、政府の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。</p> <p>（ビジョン9ページ）</p>
<p>基本的な考え方 基本的な方針1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育</p>	6	その他	<p>全ての方針において、幼児教育を踏まえるという視点や前提が必要である。</p>	<p>都教育委員会は、「就学前教育の質の向上」及び「小学校を拠点とする就学前教育と小学校教育との円滑な接続」を図るため、都内就学前教育施設関係者、小学校教員及び教育委員会等関係者を対象として、就学前教育カンファレンスや幼稚園教育研究協議会等の取組を推進しています。保育・教育関係者が就学前教育と小学校教育との円滑な接続の重要性について理解を深められるよう、引き続き広く啓発を図っていきます。</p> <p>（ビジョン20ページ）</p>
<p>基本的な方針1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育 基本的な方針10 これからの教育を担う優れた教員の確保・育成</p>	7	学校関係者	<p>小学校教科担任制の推進による教育の質の向上とあるが、教員のなり手が不足している昨今、どのように質の高い加配教員を採用するのか。</p>	<p>都教育委員会では、教員確保に向け、現在、増やす取組としての応募人員増加策や、減らさない取組としての教員支援体制の充実策、教員の負担軽減などの対策を強化しています。</p> <p>（ビジョン20,59ページ）</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育 基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	8	未就学児の保護者	教科担任制を進めてほしい。	教育の質の向上と教員の負担軽減を図るため、専科教員の加配による小学校高学年の教科担任制を、R10年度までに12学級以上の全小学校へ導入する予定です。 (ビジョン20ページ)
	9	学校関係者	教科担任制は教員の負担軽減にならないので、必要ない。	
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育 基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	10	その他	教科担任制を先行している学校の検証をしっかりと行ってほしい。	令和3年度から教科担任制の推進校を10校指定し、高学年の理科又は体育に専科教員を加配し、専門性の高い教科指導の在り方等について研究してきました。推進校における3年間の成果等を踏まえ、教育の質の向上と教員の負担軽減を図るため、専科教員の加配による小学校高学年の教科担任制を、R10年度までに12学級以上の全小学校へ導入する予定です。 (ビジョン20ページ)
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	11	その他	エデュケーション・アシスタントのように、正規教員以外の人数を増やす取組は、人件費を抑えるためとしか思えない。雇用形態や担当職務が異なる人員が増えると、相互の連絡・連携に時間を要して、それが教員の負担増になる場合もある。 また、児童生徒にとってはそれぞれの役割の違いが分かりにくく、何をどう求めたら良いのか分からず、混乱・困惑することもある。	エデュケーション・アシスタントが配置されている学校からは、「担任以外の大人に話を聞いてもらえることで、子供の安心感につながっている」「教員のストレスチェックの結果が改善した」といった評価を得ており、引き続き、アシスタントを活用した教員の負担軽減や教育の質の向上に努めていきます。 (ビジョン20ページ)
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	12	その他	エデュケーションアシスタントについては、きちんと研修を行い教員の授業の妨げにならないようにすべきである。	エデュケーション・アシスタントの任用を行っている区市町村教育委員会に対して、必要な研修の実施を周知しています。 (ビジョン20ページ)
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	13	学校関係者	エデュケーション・アシスタントは、探して配置するのは区市町村であり、人材を見つけられず配置されない学校が出てくる可能性もあるため、都教委の責任で配置してほしい。	エデュケーション・アシスタントは、区市町村教育委員会が任用を行うこととなりますが、区市町村教育委員会が人材を募集するに当たって、TEPROの人材バンクの活用を促しています。また、都教育委員会においてPRポスターを作成し、公立学校や地域の掲示板に掲載するほか、学校現場に興味を持っている方を対象としたオンライン説明会を開催し、職の紹介をするなど周知を図っています。 (ビジョン20,70ページ)

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	14	小学生の保護者	エデュケーションアシスタントはぜひ進めていただきたいが、子供に教える能力が求められることから、教員免許保有者を配置するべきである。	
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	15	中学生	エデュケーション・アシスタントは理想的であるが、人手不足の中でどこから人を探してくるのか疑問に感じた。教員免許を持っている人に限ると、人を探すのに苦労するので、大学生を配置したりすることなども考えられるが、質を担保するためには免許がないとよくないということも考えられる。具体的に都はどのような人材を使用するのか示してほしい。	エデュケーション・アシスタントが行うのは、学習・生活指導の補助等であることから、教員免許を有することを要件とはしていませんが、実際に任用を行う区市町村教育委員会に対しては、子供との関わりに適性がある者を採用するよう周知しています。 (ビジョン20ページ)
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	16	中学生	校内寺子屋の設置で高校中退者を減らすとあるが、学業の不振で中退する生徒より、そもそも勉強に興味がないという理由などで中退する生徒のほうが圧倒的に多いと思うので、寺子屋の設置によって中退者を減らすという結果にはつながらないと考える。	校内寺子屋に継続的に参加した生徒へのアンケートの結果では、「学習意欲が向上した」、「分からない問題が分かるようになった」、「基礎学力が向上した」等の生徒の学びに関する質問項目において、70%を超える肯定的回答が得られています。また、指定校の中途退学者数のうち、学業不振による中途退学者の割合は減少傾向にあります。 (ビジョン21ページ)
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	17	高校生の保護者	全ての都立高校に校内予備校を配置するべきである。	校内予備校は、進学指導推進校における学力向上を図り、国公立大学及び難関私立大学の合格実績の向上を目的として実施しているものであり、全学校への導入は予定していません。
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	18	その他	「個別最適な学びと、協働的な学び」をどう両立させることができるのか疑問がある。	TOKYOスマート・スクール・プロジェクトによるICT環境の整備を進めることで、一人ひとりの理解度や進度に応じた学習活動の充実、オンライン上の協働作業や意見等の共有を推進し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることを促進しています。 (ビジョン22ページ)
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	19	小学生の保護者	子どもと先生の相性もあるため、担任の先生との相性が合わない場合はクラスを替わるもしくは転校できるなどの自由さもあっていいのではないかと思う。	学校のクラス編制については、生徒の状況等に鑑みながら、校長が適切に判断しています。 区市町村立学校においては、学年の途中で、保護者が転校（就学校の変更）を求めた場合、区市町村教育委員会が相当と認めるときは、就学校の指定の変更を行うことができます。

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
<p>基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育</p>	20	その他	<p>過度に競争的な教育が子どもと教員を追いつめている実態を理解すべきだ。「個別最適」「主体的で深い学び」というが、「できないのも個性」につながるものではないか。教員の自由裁量を奪い、指導方法さえも「個別最適」で縛りつけられている。指導方法の強制には反対する。</p>	<p>学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や「カリキュラム・マネジメント」の確立を図っていくことなどを示しています。</p> <p>また、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）では、今後の教育課程の在り方について、学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進めることが重要であり、そのためには新たに学校における基盤的なツールとなる ICT も最大限活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実が図られることが求められると示されており、都教育委員会としても同様に考えています。（ビジョン22ページ）</p>
<p>基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育 基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進</p>	21	学校関係者	<p>子どもたち1人ひとりに寄り添った教育、学びの保障、教職員の過重労働軽減のため、一学級の人数を減らしてほしい。</p>	<p>公立小・中学校の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」という。）に基づき行っています。国は、義務標準法の改正により、令和3年度から小学校の学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に引き下げることとしており、都教育委員会においても、義務標準法の改正内容に基づき、学級編制基準の改正を行ってまいります。</p> <p>公立の高等学校の1学級の生徒数については、国の基準により、定時制課程は昭和42年度から、全日制課程は平成5年度から40人を標準とされています。また、都においては、定時制課程について、生徒の多様化等に対応するため、昭和48年度から都単独で30人としていることに加え、全日制課程の職業に関する学科については、専門教育の実施に当たっての適切な規模等を踏まえ、平成12年度から35人としています。さらに、全日制課程普通科では、必修科目の習熟度別授業の実施や選択科目の設置等により、多展開による少人数指導を行っています。</p> <p>都立特別支援学校の学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、特別支援学校設置基準に基づき、定めています。また、学校介護職員や外部人材の活用により、教職員の負担軽減等を図っています。（ビジョン64,65ページ）</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	22	学校関係者	探究的な学習方法は、高校からではなく、小・中の義務教育段階から取り入れていくべき内容である。	小・中学校では総合的な学習の時間において、実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を収集・分析してまとめたり表現したりする探究的な学習を実施しています。
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	23	学校関係者	いわゆる「〇〇教育」は、学校教育から順次外すべきである。	<p>現代的な諸課題に関する教育、いわゆる「〇〇教育」については、国や都の教育施策として実施すべきものを精査して取組を求めています。毎年度の教育課程編成・実施・管理説明会において、取り組むべき教育課題を整理して示すことにより、各校で効果的・効率的に実施できるようにしています。</p> <p>現代的な諸課題に関する教育については、子供や地域の実態等を考慮し、学校の特色を生かした目標を立て、教員の過度の負担とならないよう指導の重点化を図り、適切に教育課程に位置付けて実施していくことが重要と考えています。</p>
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	24	その他	全国学力調査、都の学力調査は子どもたちの真の学びを妨げている。学力テストの中止を強く要求する。	全国学力・学習状況調査については、文部科学省が実施しているものです。都の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（質問紙調査）については、令和6年度は実施しません。
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	25	学校関係者	習熟度別授業は、学級における集団的な学びを阻害し、効果があるとは思えない。	令和5年度の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」では、小学校第4学年から中学校第3学年までの学年の児童・生徒のうち9割以上が、自分の学力に応じたコースに分かれて、算数・数学の授業を受けることについて、肯定的な回答をしています。
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	26	中学生の保護者	内申点を受験に利用するのをやめて、より客観性のある、学力効果測定を活用すべきである。まずは、評定と学力効果測定の相関をデータで公に示して検討を始めほしい。	調査書については、学校教育法施行規則及び文部科学省の通知において、高校への進学の際に活用することが示されています。また、調査書の客観性・信頼性を確保するために、東京都では各区市町村教育委員会等において成績一覧表調査委員会を設置し、調査結果を公表しています。

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	27	学校関係者	定員割れの全日制普通科・職業学科・総合学科等は統廃合対象とし学校数をどんどん減らすべきである。	各都立高校の募集人員については、地域ごとの中学校卒業予定者数や適切な教育環境の維持等を総合的に勘案し算定しています。今後とも、生徒や社会のニーズ等に応じて適切な教育環境を確保していきます。
基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	28	中学生	端末活用の日常化とはどのような活用方法や活用機会の日常化を目標にしているのか。 端末活用を推進するならばフィルタリング制限の見直し・スペックの向上等、十分に快適に端末を活用出来るように整備してほしい。	都教育委員会は、生徒一人1台端末や通信環境が整備された状況の中で、授業において文具のように端末が活用されることを目指しています。また、都立学校においては、必要な範囲でフィルタリングの設定を行っているところですが、安全性と学習上の必要性の両面を考慮し、適宜設定の見直しを行っています。なお、各学校等の意見も踏まえ必要なスペックの端末を整備しています。 (ビジョン24ページ)
基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	29	中学生	一人1台端末は、調べ学習をしたいときに、フィルタリングされて、十分に使えないことがある。フィルタリングがなくてもよいようにもっとインターネットについての教育の場を設けていくべきである。	都立学校においては、必要な範囲でフィルタリングの設定を行っています。なお、安全性と学習上の必要性の両面を考慮し、適宜設定の見直しを行っています。また、都教育委員会では、学校や家庭におけるルール作りへの啓発を行う「SNS東京ルール」の取組を行うなど、インターネットやSNSの使い方を考え、情報社会で遭遇する様々な課題に適切に対処できるよう情報モラル教育を推進しています。 (ビジョン25ページ)
基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	30	学校関係者	一人1台端末は、リテラシー教育も同時にすすめ、必要に応じて学習に使うようにすることが大事。子どもたちや地域の実態に合わせて、あくまでも学校、教職員の判断で活用していくよう、教育委員会としての姿勢をもつべきではないか。	都教育委員会としては、学習者用端末を子供たちに積極的に活用させる中で、適切な使い方を身に付けさせることが重要と考えています。なお、「GIGAワークブックとうきょう」等の情報モラル教材についても作成・周知を進めるなど、児童・生徒が適切に端末を活用できるよう支援しています。 (ビジョン25ページ)
基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	31	中学生	小テストをデジタル化することで、ペーパーレスを促進し、小・中学生における端末活用の促進、生徒の通学の負担の軽減につながる。	都教育委員会では、学校教育におけるデジタル化の取組事例を収集し周知する指導資料「学びのアップデート」を定期的に配信し、各学校におけるデジタル化を推進しています。 (ビジョン24ページ)

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	32	中学生	端末の使用が一部に限られている。デジタル教科書を導入して、端末を有効活用してほしい。デジタル教科書が導入されれば、教科書の登下校時の教科書の持ち運びが減り、生徒の健康の増進にもつながる。	各学校にICT支援員が配置できるよう区市町村を支援するとともに、教員のデジタル活用の総合的な能力を高める研修を実施するなど、各学校における端末等のデジタル活用を促しています。 デジタル教科書について、英語は全小・中学校等、算数・数学は一部の小・中学校等の児童・生徒向けに、国から提供されています。また、その他の教科についても各学校や教育委員会の判断により使用することが可能となっています。 都として国に対し、デジタル教科書の導入に向けた今後の在り方についての検討を速やかに進め、全体像を早期に示すことを要望しています。 (ビジョン24ページ)
基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	33	中学生	個人でデジタル関係のIT知識や技能を取得することは極めて困難であるため、教育格差を生んでいる。教育格差の是正のため、IT関連の人材の育成には、その教育を受ける機会の平等化が必須である。	都教育委員会では、児童・生徒が身に付けるべきICTスキルを育成するため、発達段階を踏まえた育成すべき資質・能力を示した「情報活用能力 #東京モデル」を作成・公開し、各学校での活用を促しています。 さらに、学校において、教科等横断的な視点から教育課程全体で児童・生徒に情報活用能力を育成するとともに、情報や端末等を適切に活用した学習活動の充実を図るため、指導事例を情報教育ポータルサイトを通じて公開しています。 (ビジョン24ページ)
基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	34	小学生の保護者	端末配布だけでなく、端末を扱える人材を配置してほしい。	都教育委員会は、学校におけるデジタルの利活用推進及び教員の負担軽減を目的とし、都立学校へはデジタルサポーター（ICT支援員）を配置し、区市町村教育委員会に対しては、ICT支援員の配置費用について補助を実施しています。 (ビジョン24ページ)
基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育 基本的な方針 1 2 質の高い教育を支える環境の整備	35	学校関係者	端末やWi-Fiなどの環境を整備し、ICTに係るスタッフも常駐させてほしい。	都立高校等においては、令和4年度より保護者負担による一人1台端末の整備を学年進行で進めるとともに、同年度中に通信環境の増速を完了しました。また、都立学校全校にデジタルサポーター（ICT支援員）を常駐配置し、各学校のデジタル利活用を支援しています。 (ビジョン24ページ)

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
<p>基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育</p>	36	中学生	<p>ICTについては、教師も十分に使い方を把握していないため、教師からではなく専門家やITに詳しい方から授業をしてもらい、それをもとに教師も授業方法を考える、工夫していく方が効率的だと感じる。</p>	<p>都教育委員会では都立学校全校にデジタルサポーターを配置し、教員の授業支援などを行うとともに、教員向け研修などを実施しています。さらに、全公立学校の情報教育担当教員を対象にした研修を実施し、各学校におけるデジタル利活用の促進を図っています。 (ビジョン24ページ)</p>
<p>基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育</p>	37	中学生	<p>「都立学校専用の生成AIを整える」とあるが、AIは使い方によっては課題に対する直接的な答えを聞くために用いられることもあり、生徒の学びを止める恐れがある。AIに慣れることは良いことだが、使用に制限をかけるべきだと思う。また、AIの使用はプログラミングなどと比較し、簡単であり重要でもないため、高校時代から導入することのメリットはあまり大きくない。導入するのは時期尚早だと思う。</p>	<p>現在、民間企業等においても生成AIを導入する動きが進んでおり、今後社会に出ていく生徒たちがその特性について理解しておくことは重要であると考えています。都が指定した生成AI研究校において、生成AIは誤った答えを生成することがあるといった生成AIの特性やリスクについて生徒に指導するとともに、教科等の学習における効果的な活用方法を研究していきます。 (ビジョン24ページ)</p>
<p>基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育</p>	38	その他	<p>「データ活用・分析等による授業の改善に向け、(中略)学習ログ等を活用したエビデンスベースの指導を展開」とあるが、現在の教員の過重労働を考えると、データを分析・活用する余裕があるのか疑問である。 経験や勘に頼らず、客観的事実に基づく指導は重要だが、数値化できるものこそがエビデンスだと教員が思い込むようになると、教育は人間的営みではなくなる。 生身の人間同士の関係が構築されていないと、学校や教員は複雑・微妙な問題を相談できる相手として、児童生徒・保護者から選ばれなくなってしまう。 教育のデジタル化で、学び方・教え方・働き方が一挙に改善するかのような幻想を振りまくのはやめてほしい。 また、安全対策・防止対策は万全なのか、不安である。</p>	<p>教員が日々の授業や生徒との関わりの中で体得していく経験知は重要と考えています。さまざまなデータと教員の経験知を組み合わせることで、より効果的な指導を展開できるよう取組を進めていきます。 また、都立学校への各種システムの導入は、教員の業務を効率化し、生徒と向き合う時間を確保することを重要な目的の一つとしています。 なお、情報の取扱いについては、万全を期してまいります。 (ビジョン24ページ)</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	39	中学生	義務教育課程だけでなく、高校でもデジタルに係る教育を一般的に受けることが容易になれば、より一層日本のIT関連の技能は高水準になると考えるため、早期の実現を強く求める。	高校では令和4年度からプログラミングなどの内容を含む情報Ⅰが必修化されており、都教育委員会では、各学校の情報教育が充実できるよう研修等を実施しています。 (ビジョン25ページ)
基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	40	中学生	生徒のプログラミング技術を高めるため、プログラミング学習を、ひとつの授業として導入し、講師も専門の人に委託することを提案する。	令和4年度から実施された高等学校学習指導要領では、必修科目である「情報Ⅰ」の指導項目にプログラミングが位置付けられました。都教育委員会ではこれを受け、研究校を指定し、IT企業の専門家による講義等を実施し、その内容を動画として全都立学校に展開するなどして、都立学校教員のプログラミング指導力を高めることで、生徒のプログラミング技術の向上を図っています。 (ビジョン25ページ)
基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育 基本的な方針 1 2 質の高い教育を支える環境の整備	41	学校関係者	自治体によるICT環境の差が大きい。都教委から環境整備をするよう、すべての市区町村に指導をしてほしい。	都教育委員会は、ヘルプデスクの設置やICT支援員の配置などについて区市町村を支援しています。なお、区市町村立学校のICT環境整備については、国の方針等に基づき、各区市町村が地域の実情に応じて整備していくものと認識しております。
基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育 基本的な方針 1 2 質の高い教育を支える環境の整備	42	学校関係者	端末の更新や修理等の予算が、財政規模の小さな自治体では負担になっているため、都としての支援をお願いする。	都は国に対し、端末更新時の費用等についても継続的かつ十分な財政支援を行うこと等について要望しています。 なお、端末更新については、国の補正予算にて、都道府県に5年間の基金を造成し、当面、令和7年度までの更新分に必要な経費計上などが盛り込まれ、補助基準額も増額されました。今後、区市町村と連携して端末の更新に取り組んでいきます。
基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	43	学校関係者	デジタル化を進めていくのはわかるが、上からの押し付けでなく、現場がやってみたいと思うものを取り入れられるようにしてほしい。	デジタル化推進に伴い、モデル事業の実施や検討WG等により学校の方にも参加いただき、現場の意見も取り入れながら進めるよう努めています。

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	44	中学生	生徒が数日学校を休むと授業に追いつくのが困難であったり、教員が休んだ時に授業が進まず、定期考査前に授業進度が早くなることもある。 授業計画や授業進度の目安をデジタルで生徒や他の教員にも共有してほしい。	都立学校における教員や生徒との授業に関する情報共有については、学習支援クラウドサービスを都立学校全校に導入し、その活用を促しています。
基本的な方針 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	45	その他	全国で技術者が不足しているため、理数教育の推進には、伝統産業の後継者や工業、農業はじめこれからの基幹産業を支える労働者を育成する視点を盛り込むべきである。	中学校では、中学生科学コンテストを通して、理科の知識・技能を高めるとともに、ものづくり能力やコミュニケーション力を競い合う機会を設定し、理数教育を推進しています。 都立高校では、各事業の趣旨に沿って、理数教育に関する研究校等を指定し、科学技術分野に高い理解力と強い取組意欲をもつ生徒の育成を推進しています。 (ビジョン27ページ)
基本的な方針 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	46	学校関係者	「グローバル人材の育成」が不透明である。 育成プログラムをしっかりと構築してほしい。	都教育委員会では、ガイドラインとなる「東京グローバル人材育成指針」を策定し、小・中・高校を通して育成すべき資質・能力を4つのTARGETとしてまとめるとともに、都におけるグローバル人材育成の施策を4つのTARGETで体系化して示すことで、各学校におけるグローバル人材育成を推進しています。
基本的な方針 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	47	学校関係者	小学校の英語専科教員を都独自に採用していくことは大事である。	教員採用候補者選考において、小学校全科（英語コース）の選考を実施しています。 (ビジョン29ページ)
基本的な方針 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	48	学校関係者 高校生の保護者 その他	中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を廃止してほしい。 また、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の都立高校入試での活用をやめてほしい。	都教育委員会は、グローバル化が進む社会において、英語をツールとして使いこなし、広い視野や多様な人々と協働する力を持ち、豊かな国際感覚を身に付けて世界を牽引していくことができる人材の育成を目指しています。そのため、小・中・高校における一貫した英語教育の推進により、生徒の使える英語力の育成に向け、施策を展開しており、スピーキングテストは、その取組の一つとして実施しています。本テストは、中学校における学習により身に付けた話すことの力を客観的に評価することを目的としています。 また、都立高校入試では、学習指導要領で求められている英語四技能の習得状況を測る必要があることから、スピーキングテストの結果を活用しています。 さらに、スピーキングテストの結果を踏まえることで、生徒の高校における学習につなぎ、中学校と高校における英語指導の充実を図ることも目的としています。 (ビジョン29ページ)

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針3 グローバルに活躍する 人材を育成する教育	49	その他	<p>中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR1, YEAR2及びESAT-J）、特に都立高校入試での活用には、実施方法や採点方法、そして公平性についても問題が指摘されている。受験生の不安を解消するためにも、指摘されている問題の一つ一つに明快に答え、改善策を示すべきだ。</p>	<p>令和5年度の実施においては、前年度の実施状況や中学校、区市町村教育委員会からの意見も踏まえ、受験会場を増やしたり、ホームページの充実やリーフレット配布などにより、生徒や保護者への案内をわかりやすくするなどの改善を行いました。今後も、生徒がより安心して受験できるよう、改善を図っていきます。 (ビジョン29ページ)</p>
基本的な方針3 グローバルに活躍する 人材を育成する教育	50	中学生	<p>ネイティブスピーカーとのオンライン英会話を授業として取り入れてほしい。</p>	<p>都立高校等においては、全校を対象として、授業や在宅等の授業外に、生徒がネイティブ講師とオンラインで英会話レッスンを行うオンライン英会話事業を実施しています。 (ビジョン29ページ)</p>
基本的な方針3 グローバルに活躍する 人材を育成する教育	51	中学生	<p>TGGを都内の生徒にもっと利用させるべきである。</p>	<p>都内学校によるTGGの利用拡大に向け、プログラムや利用事例を紹介した冊子を作成・配布しているほか、教員がプログラムを体験する機会を設定したり、学校訪問を通じてTGGの特徴や良さを直接伝えることで、利用を促しています。 (ビジョン29ページ)</p>
基本的な方針3 グローバルに活躍する 人材を育成する教育	52	中学生	<p>世界で活躍する人材の育成のためには、できる人を、より伸ばし、自由に研究させられるような環境を整えるべきである。</p>	<p>都教育委員会では、世界を視野に新たな時代を切り拓く人材の育成に向けて「東京グローバル人材育成指針」を策定し、小・中・高校を通して育成すべき資質・能力を4つのTARGETとしてまとめるとともに、東京都におけるグローバル人材育成の施策を4つのTARGETで体系化して示すことで、各学校におけるグローバル人材育成を推進しています。 また、多様な都立学校の生徒を海外へ派遣し、日本とは異なる文化に触れ世界的な視野を獲得する研修、将来のキャリアを意識した実践的な研修等、様々な交流プログラムを実施し、学校での学びや興味・関心に基づき設定したテーマについて理解を深めるなど、生徒の主体性や積極性の伸長を図っています。 (ビジョン31ページ)</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 3 グローバルに活躍する 人材を育成する教育 基本的な方針 4 主体的に社会の形成 に参画する態度を育む 教育	53	学校関係者	他者と協働しながら、地球規模の課題の解決に向けて貢献する人材を育成するための幅広い指導については、高校からではなく、小・中の義務教育段階から取り入れていくべき内容だと思ふ。市区町村に丸投げでなく、東京都が主体として実施してほしい。	都内全公立小・中学校に、カーボンハーフスタイル推進教育資料及びその指導例を配布し、対話的で深い学びを通じた学習により、地球規模の課題の解決に向けて貢献する人材を育成しています。 また、子供たちが、社会の様々な課題を主体的に解決していく力や多様な人々と協働する力、新しい価値を創造する力等、英語力を基盤とした様々な資質・能力を身に付けるよう、都教育委員会では、ガイドラインとなる「東京グローバル人材育成指針」を策定しました。本指針において、小・中・高校を通して育成すべき資質・能力を4つのTARGETとしてまとめるとともに、東京都におけるグローバル人材育成の施策を4つのTARGETで体系化して示すことで、各学校におけるグローバル人材育成を推進しています。 (ビジョン31,35ページ)
基本的な方針 3 グローバルに活躍する 人材を育成する教育 基本的な方針 4 主体的に社会の形成 に参画する態度を育む 教育	54	その他	英語教育と日本の伝統文化への理解に重点が置かれているが、日本とは異なる多様な文化や価値観を理解し、日本が世界の中でどのような位置を占めているのか、国際社会からどのように評価されているのかを知る必要がある。 文化交流だけでなく、地球規模での人類の課題を協働して解決していこうとする問題意識や行動力が求められている。	都教育委員会では多様な都立学校の生徒を海外へ派遣し、日本とは異なる文化に触れ世界的な視野を獲得する研修等、様々な交流プログラムを実施しています。さらに、多様な文化に触れる機会を確保するため、海外の生徒を受け入れ、都立高校生等が様々な国・地域の生徒と交流を行っています。こうした取組の中で、互いの文化を紹介し合うほか、世界的な課題について議論を行うなど、グローバルな視点から日本や世界に関する理解を深めたり、将来のキャリアを考える機会を創出しています。 また、各学校においては、持続可能な開発目標（SDGs）なども踏まえつつ、自然環境や資源の有限性など、地域や地球規模の諸課題について、子供一人ひとりが自らの課題として捉え、その解決に向けて自分ができることを実践できる力を育むため、児童・生徒及び地域等の実態に応じ、教科等を越えた教育課程全体の取組を行っています。 (ビジョン31,35ページ)
基本的な方針 3 グローバルに活躍する 人材を育成する教育	55	その他	国際的な視野を持ちグローバルに活躍する人間を育てるという目標に反するため、「江戸から東京へ」の活用推進は削除してほしい。	高校生が、日本の伝統や文化とその価値に対する理解を深めることで、国際社会に主体的に生きる日本人としての自覚と誇りを持ち、自分たちの住む東京の歴史や地域に興味・関心をもって主体的に歴史学習に取り組むため、都独自の科目「江戸から東京へ」を設置しています。 (ビジョン32ページ)

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 3 グローバルに活躍する 人材を育成する教育	56	その他	「江戸から東京へ」は大判すぎる「観光 ガイドブック」のようで、グローバル人材の育 成に有効な内容ではない。	「江戸から東京へ」は、江戸・東京に関する単なる読み物ではなく、準教 科書という位置付けから、一般通史的な記述も重視し、文部科学省の日 本史に関わる教育課程編成に深く関わっている外部委員による検討を踏 まえた独自の教材であり、興味・関心を高めるエピソードを盛り込みながら、 日本通史と江戸・東京史の学習ができる教材です。日本史の教材として、 大学進学を希望する生徒にも十分利用可能な内容となっています。江戸 や東京で起こっている出来事が、全国的な歴史の動向や世界史的な背 景と関わりがあるという前提に立って作成しており、グローバル人材の育成 に有効な内容であると考えています。 (ビジョン32ページ)
基本的な方針 3 グローバルに活躍する 人材を育成する教育 基本的な方針 6 健やかな体を育て、健 康で安全に生活する力 を育む教育 基本的な方針 1 1 学校における働き方改 革等の推進	57	学校関係者	部活動の地域連携・地域移行について、 ロードマップを具体的に示してほしい。	都は、令和 5 年 3 月に、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する 推進計画」を策定し、令和 5 年度から令和 7 年度までの改革推進期間 における取組の展望を明らかにしています。 本計画において、区市町村は、地域連携・地域移行に向けた協議会等 を設置し、各地区における地域連携・地域移行に向けた方針等について 検討することとしています。 (ビジョン32,42,64ページ)
58	学校関係者	部活動の地域移行の推進について、各 区市町村のビジョンを明記してほしい。		
基本的な方針 3 グローバルに活躍する 人材を育成する教育 基本的な方針 6 健やかな体を育て、健 康で安全に生活する力 を育む教育 基本的な方針 1 1 学校における働き方改 革等の推進	59	学校関係者	部活動は各種目ごとに地区ごと拠点校 化し、学校教育活動から外し、社会教育 へ移行するべきである。	学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図 り、生徒の体験格差を解消する観点から、体制の整備を段階的に進める ことが考えられます。直ちに体制を整備することが困難な場合には、当面、 学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部 活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会や地域学 校協働本部等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員 や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えら れます。 (ビジョン32,42,64ページ)

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育 基本的な方針 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育 基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	60	その他	部活動指導員の配置は良いが、地域連携・地域移行は必要ない。	今後、少子化の進行により学校単位の部活動の存続が困難になっていくことや、現在、専門的な技術指導のできない顧問が全体の半数弱であることなどを背景として、令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じて、地域連携・地域移行に向けた取組を実施し、生徒が自主的・自発的にスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境を整備していきます。 (ビジョン32,42,64ページ)
基本的な方針 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育 基本的な方針 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育 基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	61	学校関係者	部活動の顧問については自由にすべきであり、強制してはならない。 部活動の地域連携・地域移行に当たっては、学校や教職員、地域の声や実態に合わせてすすめることが大事である。 また、保護者の経済的な負担の増加は避けなければいけないので、都として財政支援をするようお願いする。	「東京都立学校の管理運営に関する規則」において、校長は、所属職員（事務職員等を除く。）に部活動の指導業務を校務として分掌させることができるとしています。 都教育委員会は、令和5年7月から8月にかけて、都内公立中学校に在籍する生徒及びその保護者、都内公立中学校に所属する教員の意識を把握し、部活動の地域連携・地域移行に関する施策を推進する上での基礎資料を得るため、「未来へつなぐ部活動改革 アンケート」を実施し、約3万6千人から回答を得ました。今後も、引き続き、アンケートを実施する予定です。 学校部活動から地域クラブ活動に移行した際の保護者の経済的負担については、部活動検討委員会等において、適切な地域クラブ活動の運営の在り方について、検討していきます。 (ビジョン32,42,64ページ)
基本的な方針 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	63	学校関係者	高校において、多言語教育の導入を検討してほしい。	各学校は、学習指導要領に則り、生徒、地域の状況等に応じて適切に教育課程を編成しています。 また、都立高校生が外国語の言語や文化に触れ諸外国への関心を高める機会を設けるため、異文化交流を行っている部活動などに外国語指導の講師を派遣する事業や、都立高校生向けの外国語体験講座（7言語：中国語、フランス語、ドイツ語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ロシア語、イタリア語）を実施しています。
基本的な方針 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	64	学校関係者	海外修学旅行は禁止し、都教委で旅行業者等に委託し、希望する生徒が参加できる機会を提供すれば良い。	修学旅行等の学校行事の実施等を含めた各学校における教育課程は、各学校の教育目的や目標を達成するために、各学校において、適切に編成しています。

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育	65	学校関係者	自己の夢、自己実現ではなく社会参画というところに違和感がある。キャリア教育の視点が抜けているのではないかと感じる。	キャリア教育では、教育活動全体を通じて、児童・生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じ、充実を図っています。 (ビジョン34ページ)
基本的な方針 4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育 基本的な方針 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	66	中学生の保護者	共通のモラルやルールを、今一度皆で振り返ることが良いのではないかと思います。特に、東京都独自の教科書「人間と社会」の内容はとてもよいと思う。市民向けにアレンジして配布したり、生涯学習・講座・テレビCMなど定期的に東京都民に発信したらよいのではないかと。	「人間と社会」は、教科書を活用した演習と演習の学びを多角的・多面的に考察するための体験活動を実践することにより、道徳教育とキャリア教育を一体的に学び、社会的現実を照らして、よりよい生き方を主体的に選択し行動する資質・能力を育成することを目的とした教科であり、引き続き、各学校の授業を通して、生徒の資質・能力の育成に取り組んでまいります。 (ビジョン34ページ)
基本的な方針 4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育 基本的な方針 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育 ほか	67	学校関係者 未就学児の保護者 その他	特別活動は、多様な集団活動の中で児童生徒それぞれが役割を受け持ち、自己存在感を高め、自己の思いを実現する場であり、集団や社会の形成者としての連帯感や責任感が養われ、社会参画、豊かな人間関係の形成などにも有効であるため、特別活動を充実させる必要がある。 また、道徳と特別活動の関係は深く、道徳的実践の場として、道徳と同じように特別活動も大切にしてほしい。 あわせて、現在行っている特別活動のカンファレンス、教育研究員、専門性向上研修等の取組を拡大・充実してほしい。	都教育委員会は、特別活動はもとより各教科等の指導の充実に向け、今後も研修会、カンファレンス等を通して情報発信、実践発表等を行っていきます。

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
<p>基本的な方針 4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育</p> <p>基本的な方針 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育</p>	68	小学生の保護者	<p>日々の勉強もちろん大切だが、人のために役にたつ活動も充実させてほしい。人の役にたつ充実感、子供の自己肯定感や社会性を育み、次の活動に繋がっていく。学校現場でもこうした「与える喜び」を感じられるような活動を展開して欲しい。</p>	<p>特別活動の学校行事では、勤労生産・奉仕的行事において、勤労の尊さや生産の喜びを体得し、職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにしています。</p> <p>また、平成28年度から全都立高校等で実施している都の独自教科「人間と社会」において、道徳教育とキャリア教育を一体的に学び、社会的現実を照らして、よりよい生き方を主体的に選択し行動する資質・能力を育成しています。また、価値の理解を深める学習、選択・行動に関する能力を育成する学習、体験活動などを通して、道徳性を養い、形成した判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実を照らし、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力を育成することで、生徒の自己肯定感や社会性を育む取組を行っています。</p> <p>(ビジョン34ページ)</p>
<p>基本的な方針 4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育</p> <p>基本的な方針 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育</p> <p>基本的な方針 8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実ほか</p>	69	<p>学校関係者 中学生の保護者 その他</p>	<p>学校図書館は、「子供の読書活動の推進」はもちろんのこと、探究的な学習の場としての役割を持つ。また、「主権者として社会に参画する能力の育成」にも有用であるし、様々な困難を抱える児童・生徒への支援の充実という点から、不登校児童・生徒の居場所づくりにも活用できるなど、様々な利活用の方法がある。ぜひ学校図書館の利活用を推進してほしい。</p> <p>また、都立高校等に常勤の学校司書を配置してほしい。</p>	<p>公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、平成29年度から、社会の問題を多面的・多角的に考察し、判断する力を育成することを目的として、主権者教育の資料として、全ての都立高校等の学校図書館等に計6紙の新聞及び関連図書を配置しています。</p> <p>不登校児童・生徒については、子供一人ひとりの状況に応じ、多様な学びの場を確保することができるよう、学校、家庭、その他の教育機関における支援の充実を図っています。</p> <p>また、都教育委員会は、新学習指導要領に基づく主体的、対話的で深い学びの実現に向け、より教員と連携した体制を構築できるよう、都立高校等の学校図書館の運営について、従来の業務委託から、司書等の資格を持つ会計年度任用職員の配置による体制へ移行しました。効果的、効率的な学校図書館の運営に向け、引き続き適切に人員配置を行っていきます。</p> <p>(ビジョン34,38,49～52ページ)</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	70	その他	<p>児童生徒が自分の人権の大切さを自覚し、権利を行使できる教育環境にする必要がある。日常生活の中で、自分の権利がどのように保障されているかなどを考える機会を積極的に設けないと、自分に直接関わる問題として捉えることができない。「特別の教科 道徳」の評価の充実が何を意味するのか気になる。道徳の評価は特定の価値観の押し付けや誘導となる危うさもあるので、具体的で詳細な評価は必要ない。現実には起こっている問題の原因や解決策を討議した方が、「考える道徳」になる。</p>	<p>人権教育については、教育活動全体を通して組織的・計画的に推進し、一人ひとりの幼児・児童・生徒がその発達の段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが大切だと考えています。</p> <p>「特別の教科 道徳」（以降、道徳科）では、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることを目標に指導しています。また、道徳科の評価では、児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努めています。（ビジョン37,38ページ）</p>
基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	71	中学生	<p>あらかじめ生徒一人一人がそれぞれ目標設定、課題設定をし、それに対する自主性、成果を評価すれば、評価基準が多様化し、生徒の個性を伸ばす教育ができると思う。</p>	<p>各学校は、「指導と評価の一体化」に向けて、生徒の実態を適切に捉え、生徒一人ひとりの特性に応じた授業改善に取り組んでいます。その際の工夫の一つとして、生徒自身の「自己評価」や協働学習における「相互評価」を参考に、最終的に授業者が評価することも考えられます。都教育委員会は適切な評価が行えるよう説明会を行うなどの支援を行っています。</p>
	72	小学生の保護者	<p>子供達は一人一人がそれぞれの個性をもっている。学校現場でも是非、先生が子供の長所を見つけ、気付かせ、活躍できる場を作ってほしい。</p>	
基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	73	小学生の保護者	<p>いじめ加害者への登校停止処分・カウンセリングをお願いしたい。いじめは人の尊厳を傷つけ絶対行ってはいけないことであり、加害者への厳しい処分や精神的ケアが必要である。</p>	<p>都教育委員会は、「いじめ総合対策（東京都教育委員会）」において、加害の子供に対して、いじめをやめさせ再発を防止するため、「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行うこと、その際、状況に応じて、スクールカウンセラーが加害の子供の話を聴き、発達の課題や家庭の環境等を含め、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、指導の充実を図ることとしています。（ビジョン39ページ）</p>
基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	74	学校関係者	<p>教員がいじめに丁寧に対応するために、人を増やしたり、他に充てる時間を減らしてほしい。</p>	<p>公立学校の教職員については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。</p> <p>なお、生活指導主任については、負担軽減の観点から、担当する授業時間数を軽減する取組を実施しています。</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
<p>基本的な方針 5 豊かな心を育て、生命 や人権を尊重する態度 を育む教育</p>	75	中学生	<p>いじめについて先生やスクールカウンセラーに相談することで、よりいじめられてしまうケースもあるのでそこを考慮した対策を考えてほしい。また、いじめが解消したとしてもクラスになじみにくいと思うので、そこに対応してほしい。</p>	<p>都教育委員会は、「東京都教育委員会いじめ総合対策」において、加害の子供が、教職員がいじめへの対応を行っていると感じたことにより、行為をエスカレートさせることがないよう、被害の子供に寄り添い、教職員全体で断固として被害の子供を守り抜く姿勢を明確にすることとしています。 また、いじめの解消については、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の子供への対応を終えることがないよう、当該の子供の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようにまで支援を継続することとしています。 (ビジョン39ページ)</p>
<p>基本的な方針 5 豊かな心を育て、生命 や人権を尊重する態度 を育む教育</p>	76	その他	<p>「デジタルを効果的に活用したメンタルヘルスシステム」について、端末に入力させて精神状態を把握すれば、いち早く対応できると考えるのは、方向性が間違っている。人間は正直に自分の精神状態を報告するわけではない。一人の人間として尊重して受け止めるのが、相談の第一歩だと思う。</p>	<p>I C Tツールは、教職員の早期把握・早期支援をサポートするツールであり、把握した情報と実際の児童生徒の様子を重ね合わせて、教職員が児童・生徒の状況を的確に見とり、支援していくなど、これまでの学校における教職員の対応を補完するものであると考えています。 (ビジョン39ページ)</p>
<p>基本的な方針 5 豊かな心を育て、生命 や人権を尊重する態度 を育む教育</p>	77	その他	<p>「学校等への心理の専門家等を派遣し、専門的な助言等による支援」とあるが、特定の曜日や期間だけではなく、いつでも相談したくなった時に気軽に行けることが重要。各学校への配置と、長期の継続雇用が望ましい。</p>	<p>都教育委員会は、平成25年度から、都内全公立小・中・高校にスクールカウンセラーを配置しました。平成28年度からは、高校の全日制と定時制にそれぞれ配置するなど更なる拡大を図るとともに、全配置校において年間勤務日数を35回から38回に拡充し、各学校の教育相談体制の充実を図っています。 また、東京都公立学校スクールカウンセラーは、都教育委員会が任用する会計年度任用職員であり、任用期間は4月1日から翌年の3月31日までです。 なお、「東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則」では、公募によらない再度任用の上限回数は4回までとされており、5回目は、公募による任用となります。 (ビジョン39,40ページ)</p>
	78	中学生	<p>学校に定期的にカウンセラーに来てもらい、生徒が求める時間の面談を設けてほしい。</p>	
	79	学校関係者	<p>スクールカウンセラーを学校に常駐させてほしい。</p>	
	80	その他	<p>子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実のため、経験豊富なスクールカウンセラーの大量の雇い止めをやめてほしい。</p>	

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	81	その他	外部講師を活用したがん教育、産婦人科医等の専門家と連携した性教育において、児童生徒の健康で安全な生活を脅かす包括的性教育または包括的セクシュアリティ教育を行うことは一切厳禁としてほしい。	学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す教育の一環であり、人間尊重の精神に基づいて進める必要があります。学校が学習指導要領に示された内容を確実に指導し、児童・生徒が性に関する正しい知識を身に付け、適切な行動を選択できるよう、性教育の適切な実施を支援していきます。 (ビジョン43ページ)
基本的な方針 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	82	学校関係者	高校生の食の乱れが大きいので、義務教育終了後も食育指導は必要である。全日制高校においても給食を提供し、食育をさらに具体的にわかりやすく推進することを求める。	都立高校の学校給食については、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」に基づき定時制（夜間）課程で学校給食を実施しています。 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資するものと考えています。 都立高校においては、校内における食育推進の中心的な役割を果たす「食育リーダー」を配置し、学校の食育を推進できるよう取り組んでいます。
基本的な方針 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育 基本的な方針 8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実	83	学校関係者	給食費の無償化について、都が自治体の無償化にあたり半分を負担する施策はとてありがたい。当然、国がやるべきことだとは思いますが、財政規模の小さな自治体にとっては半額でも厳しいので、都で全額負担してほしい。 また、無償化だからと言って、教育の視点を失わないようにしてほしい。学校や地域の実態、教育課程にあわせて豊かな給食にすることが大事であり、自治体で画一的な献立等にならないようお願いする。	食材費等の学校給食費は、法により、児童又は生徒の保護者が負担することとされています。学校給食費のあり方は全国共通の課題であり、国の責任と財源で無償化を実現すべきものです。この考えから、都は国に対して強く働きかけると同時に、国に先行して、都内区市町村が学校給食費の保護者負担軽減に取り組んだ場合、その費用の2分の1を支援することとしました。 また、区市町村立小・中学校の学校給食は、学校給食法に基づき、設置者である区市町村が実施しています。その実施方法については、区市町村が地域の実情や特性を考慮して決定することとされています。 (ビジョン43,53ページ)
基本的な方針 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	84	学校関係者	公立小中学校の栄養士について、配置基準を見直してほしい。1校に一人配置してほしい。	公立小・中学校の教職員については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。
85	学校関係者	アレルギー対応は、学校の栄養士の有無によって、差が大きい。アレルギーの確認は教員の仕事とは思えず、リスクも大きい。栄養士を各校に配置してほしい。		

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	86	学校関係者	産育休中の栄養士の代替職員の確保が学校の大きな負担になっているので、改善してほしい。	産休育業の取得に伴う代替職員については、年間を通じて採用候補者名簿登載選考を行い、採用候補者の確保に努めるとともに、引き続き、採用候補者名簿の情報を定期的に更新し、各区市町村に情報提供を行ってまいります。
基本的な方針 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	87	学校関係者	食育はとても重要だが、栄養教諭制度が都では過重負担になっており、受験者が増えていない。免許のある栄養職員はただちに栄養教諭として任用するなどしてほしい。	栄養教諭は、配置校における職務を果たしつつ、配置された区市町村内の公立小・中学校の食育リーダーへの支援 又は都立学校の食育リーダーへの支援を行うことにより、食育の推進に当たることとしており、栄養職員とはその職責や職務内容が異なります。栄養教諭選考に当たっては、その資質・能力を踏まえて、採用を決定しています。 (ビジョン43ページ)
基本的な方針 7 教育のインクルージョンの推進	88	未就学児の保護者	障害者差別解消法における合理的配慮の提供の義務、環境整備を法律に則って進めてほしい。	都教育委員会では、都立高校等に在籍する障害のある生徒の支援のための介助職員の配置を行っているほか、車いすを利用する生徒向けの高さ調整が可能な机や、学習用デジタル機器の導入、また、必要に応じてスロープ新設工事等を実施するなど、生徒や保護者からの申出に基づき、障害の特性に応じた必要な合理的配慮を提供しています。さらに、区市町村教育委員会向けの説明会において、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づき、対応について周知しています。 (ビジョン46～48ページ)
基本的な方針 7 教育のインクルージョンの推進	89	未就学児の保護者	障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの導入は必須である。都では障害を持つ子供たちに教育を保障する施策を作っていただきたい。	様々な状況の子供たちが、学習活動に参加している実感や達成感を感じながら充実した時間を過ごせるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などの連続性のある多様な学びの場を創出し、多様な個性を持つ子供たちが互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境を整えていきます。 (ビジョン46～48ページ)
	90	未就学児の保護者	障害児が、特別支援学級ではなく、普通級に所属し、インクルーシブな環境を実現してほしい。	
	91	学校関係者	特別支援教育はそれぞれの分野に専門性があり、なんでもインクルーシブにすればよいものではない。	

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 7 教育のインクルージョン の推進	92	未就学児の保護者	障害児の一人一人の状況に合わせて、学習を個別最適化してほしい。	都教育委員会は、知的障害・発達障害等を併せ有する児童・生徒の教育内容の充実に向けて、授業改善事例をまとめ指導資料を作成するとともに、指導・助言をしてきました。今後も引き続き取り組んでいくとともに、個別指導計画に基づき、一人ひとりの障害の状況や特性に応じた指導の充実に努めてまいります。 (ビジョン47ページ)
基本的な方針 7 教育のインクルージョン の推進	93	未就学児の保護者	就学相談で特別支援学校への就学が適当と判定された子供が地域の学校に行く場合のインクルーシブ教育支援員制度が創設されたが、この予算を増やしてほしい。 支援員には担任と子供をつなぐ、子供と子どもをつなぐ存在としてサポートに徹してほしい。	都教育委員会では、令和6年度新規事業として、公立小・中学校において、特別支援学校への就学が適当と判定された児童・生徒がより身近な区市町村立小・中学校に就学した場合及び発達障害等のある児童・生徒が通常の学級で学ぶ場合に、支援員の配置を補助するとともに、特別支援教育コーディネーターを補助する人材等の配置について区市町村を支援する、インクルーシブ教育支援員配置補助事業に取り組むこととし、必要な予算を確保しています。 (ビジョン48ページ)
基本的な方針 7 教育のインクルージョン の推進	94	学校関係者 その他	特別支援教室について、配置基準を見直し、障害のある子供たちの学び、くらしを保障すべきである。	各地区、各学校の指導の実態などを踏まえ、いわゆる国の義務標準法を上回る、児童・生徒12人につき教員1人とする都独自の基準により教員を配置しております。
基本的な方針 7 教育のインクルージョン の推進	95	中学生の保護者	自治体によっては情緒障害特別支援学級がないため、東京都教育委員会から自治体に対し、その設置義務化をお願いしたい。	区市町村立小・中学校の特別支援学級は、設置者である区市町村教育委員会が、学級の状況、児童・生徒数の変化等を考慮し、地域の実情に応じて主体的に学級を編制し設置するものです。
基本的な方針 8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実	96	その他	不登校の児童・生徒への対応は必要だが、なぜ不登校が増加するのか、彼らが通えるようになるには学校をどう変えていけばよいのかを考えて、学校そのものを改革していく必要がある。誰にとっても通いやすく居心地の良い学校作りが最終的な目標であることを忘れてはならない。	都教育委員会は、不登校の子供一人ひとりの状況に応じ、多様な学びの場を確保することができるよう、学校、家庭、その他の教育機関における支援の充実を図っています。 (ビジョン49～52ページ)

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
<p>基本的な方針 8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実</p>	97	その他	<p>「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用した相談体制」は、曜日や時間を特定せずに、いつでも必要な時に気軽に相談できることが重要である。</p>	<p>スクールカウンセラーの活用について、都教育委員会は、平成25年度から全ての小・中・高校にスクールカウンセラーを配置し、順次、配置日数を拡充し、子供たちが相談しやすい環境を整えています。</p> <p>また、不登校や中途退学などが特に顕著として都教育委員会が指定した学校にユースソーシャルワーカーを継続的に派遣するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて派遣し、就労や再就学に向けた支援を行っています。</p> <p>区市町村におけるスクールソーシャルワーカーの活用については、平成27年度からは、活用を希望する全ての区市町村の計画に沿って、教育委員会や学校に配置する際の経費を補助し、支援を行っています。 (ビジョン50,53ページ)</p>
<p>基本的な方針 8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実</p>	98	学校関係者 その他	<p>不登校経験のある生徒など困難を抱える生徒のニーズに適切に応えるには、チャレンジスクール及び昼夜間定時制高校の受入規模の拡大だけでは不十分である。また、外国にルーツを持つ日本語が不自由な生徒や、大規模な集団生活になじめない生徒が増えている中で、少人数の夜間定時制は彼らが安心して学べる場として有効である。</p> <p>生徒や志願者数だけでは測れない重要な役割を認識するとともに、夜間定時制高校を必要としている人へ配慮し、夜間定時制高校の継続・充実を求める。</p>	<p>夜間定時制高校の入学者の状況は、夜間定時制高校を当初から希望する生徒の応募倍率(第一次募集)が、令和5年度には0.26倍まで低下しています。また、夜間定時制高校全41校中、その約3分の2に当たる27校で入学者数が10人以下(1学級当たりの学級定員30人)となっています。</p> <p>このような、学校・学級規模の極端な小規模化は、学習指導要領に基づき教育課程に位置付け実施されるホームルーム活動や学校行事などの特別活動が低調になり、集団活動を通じた教育効果が十分に得られないことが懸念されます。また、多様な生徒同士の交流の機会を得ることも困難な状況となります。</p> <p>都教育委員会は、不登校経験のある生徒の増大等、困難を抱える生徒のニーズに適切に応えられるよう、チャレンジスクール及び昼夜間定時制高校の受入規模を拡大するなど、受入環境の充実を図っていきます。また、夜間定時制高校において、入学者数の動向などニーズを踏まえた上で必要な見直しを行うとともに、多様な生徒の実態にきめ細かく対応した教育内容等の充実を図るなど、望ましい学習・教育環境を確保します。 (ビジョン51ページ)</p>
<p>基本的な方針 8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実</p>	99	学校関係者	<p>中学校までに通級指導を受けたことがある子供、または発達障害による拘りで学業習得できていない子供に、安易に夜間定時制専門学科高校への進学を勧めないようにしてほしい。</p>	<p>進路指導では、生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じて、組織的かつ計画的に指導するものとされています。</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
<p>基本的な方針 8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実</p>	100	学校関係者	<p>一般入試の調査書比率の学校選択制による自由化、一般入試の一定割合を調査書不問とする多様性枠の設置、実技科目の調査書点2倍の廃止をして、不登校、発達障害、特性の強い子供も困らない入試を検討するよう強く願います。</p>	<p>学力検査の得点と調査書点の比率及び調査書点の算出方法等を含めた都立高校入試の制度については、実施要綱において定め、公表しています。多様な生徒に対する入学者選抜の在り方については、入学者選抜検討委員会等において、検討していきます。</p>
<p>基本的な方針 8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実</p>	101	中学生の保護者	<p>小学1年生の間に、発達性読み書き障害の子供を見つけてほしい。</p>	<p>都教育委員会は、児童一人ひとりの実態を適切に把握するため、「『読めた』『わかった』『できた』読み書きアセスメント 活用&支援マニュアル」を作成しました。区市町村教育委員会の特別支援教育担当者を対象とした連絡協議会において、このような資料の活用により、小学校における学習の「つまずき」を把握することについて周知しています。</p> <p>また、都では、全ての公立小・中学校に特別支援教室を設置し、学習障害を含む発達障害のある子供への支援を行っております。引き続き、誰一人取り残さない教育を実現できるよう、様々な教育環境の整備を進めていきます。</p>
<p>基本的な方針 8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実</p>	102	その他	<p>外国に繋がりのある児童・生徒に関する方針と施策が、「基本的な考え方」及び「基本的な方針 1」に、記述がない。</p> <p>外国人および外国に繋がりのある日本国籍の子供たちが急増する中、都は外国人児童・生徒支援をもっと大きく取り上げ、小・中・高でのさらに突っ込んだ教育施策の具体化を進めることが必要である。</p>	<p>都教育委員会は、子供政策連携室や生活文化スポーツ局等と連携し、日本語を母語としない子供への支援の充実を図っています。</p> <p>「東京都教育ビジョン（第5次）」においても、基本的な方針 8に示したとおり、外国人児童・生徒等が、共生社会の一員として、学校生活を送ったり、教科等の授業を理解したりする上で、必要な日本語能力や学力等、社会で生きていくために必要な力を身に付けられるよう、一人ひとりの実態に応じた指導・支援に係る施策の実施を推進していきます。（ビジョン51ページ）</p>
<p>基本的な方針 8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実</p>	103	その他	<p>「外国人児童・生徒等に対する日本語指導の充実」をもっと強力にすることが必要である。これには、外部人材の活用、地域人材による支援が実効的であるので、適時適切に実施されるよう求める。</p>	<p>都教育委員会では、都立学校を対象に多文化共生スクールサポートセンター事業を実施し、日本語支援員・通訳等の外部人材の紹介等を行うとともに、区市町村教育委員会に対し、区市町村の学校が活用する日本語指導に係る支援員派遣等の費用を、国の補助制度に上乗せして負担するなどの取組を行っています。</p>
<p>基本的な方針 8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実</p>	104	中学生	<p>外国人が不自由なく生活するためには、言語の面からのアプローチと生活習慣やマナーの面からのアプローチが必要である。外国人の割合がどんどん増えていくことが予測できるので、国際的なバリアフリー化を進めていくことも重要である。</p>	<p>都教育委員会ではグローバル人材育成の観点からも、日本語の指導に加え、異文化理解・多文化共生の考えに基づく教育を推進していきます。</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
<p>基本的な方針 8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実</p>	105	小学生の保護者	<p>多胎児に対する学費の無償化を検討してほしい。</p>	<p>都教育委員会は、令和6年度から、所得制限を撤廃し、都立高等学校等の授業料を実質無償化します。</p> <p>授業料以外の教育費につきまして、国は、平成26年度から、高校生のいる低所得世帯の経済的負担の軽減を目的として、教科書及び学用品等に充てるための給付金を支給する奨学のための給付金制度を設けており、都においてもこの制度を適切に実施するとともに、国に対し、同制度のより一層の充実を図るよう要望を行っています。</p> <p>さらに、平成29年度から高校生等が家庭の経済状況にかかわらず自らの未来を切り拓いていく力を伸長できるよう、都独自の給付型奨学金により、多様な教育活動を対象に保護者の教育費負担の軽減を図っています。(ビジョン53ページ)</p>
<p>基本的な方針 9 家庭、社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進</p>	106	学校関係者	<p>地域学校協働活動の推進には、コミュニティ・スクールの設置促進が必要である。特に、都立学校が率先垂範してほしい。</p>	<p>都では平成13年度から独自に学校運営連絡協議会を実施し、地域の意見を反映した学校運営を行っており、コミュニティ・スクールの導入については、現在検討中です。</p> <p>区市町村に対しては、コミュニティ・スクールの推進体制を構築するための経費の一部の補助と併せ、導入事例や優れた取組等を紹介する研修会を開催する等、区市町村立小・中学校における導入を支援しています。</p>
<p>基本的な方針 10 これからの教育を担う優れた教員の確保・育成</p> <p>基本的な方針 11 学校における働き方改革等の推進</p>	107	中学生	<p>労力に見合った給料の支給、働きやすい環境づくりなどの問題を解決しなければ、優れた人材の確保は難しいと考える。本ビジョンでは、育成方法に重きを置いているように感じられたため、「確保」の方法もあれば、よりよいものになると思う。</p>	<p>「東京都教育ビジョン（第5次）」では、基本的な方針10において、「これからの教育を担う優れた教員の確保・育成」を計画しています。</p> <p>あわせて、教員の働き方についても、基本的な方針11において、「学校における働き方改革等の推進」を計画しています。(ビジョン58～70ページ)</p>
<p>基本的な方針 10 これからの教育を担う優れた教員の確保・育成</p>	108	学校関係者	<p>質の高い教員確保のため、現に勤務している勤続10年以上の非常勤職員などについては、1次試験を免除するなどの対応をしてほしい。</p>	<p>教員採用選考においては、一定の要件を満たすものについて、都の期限付任用教員や臨時的任用教員任用者は一定の得点を加点しているほか、都の臨時的任用教員経験者については勤務実績を踏まえて合否を判定するなど、勤務の経験等を加味して選考しています。</p>
<p>基本的な方針 10 これからの教育を担う優れた教員の確保・育成</p>	109	学校関係者	<p>都立高校の探究活動で中心的役割を担えるよう、「博士号教員」の採用枠の新設を希望する。</p> <p>また、博士号を持つ教員を、専門知識を生かせる職場に優先配置してほしい。</p>	<p>都の教育に求められる教師像を踏まえ、必要な資質・能力等を有する教員の確保に努めていきます。</p> <p>また、教員の異動については、都全体の教育水準の向上と、多様な経験を積むことによる資質能力の向上などを目的に実施しています。今後も適材適所の配置に努めていきます。</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
<p>基本的な方針 10 これからの教育を担う 優れた教員の確保・育成</p>	110	学校関係者	<p>教員の欠員がほとんどの学校で発生しているため、研修センターなどにいつでも欠員補充できる人材プールの仕組みを作ってほしい。</p>	<p>欠員補充や産休育業代替等の臨時的任用教員を確保するため、名簿登載選考を通年で実施しているほか、採用候補者との折衝を支援する採用マッチング支援システムを令和5年7月より稼働しました。これにより、曜日等の希望の条件で候補者が検索可能になるほか、候補者名簿のデータの随時更新、システム内で候補者との質疑応答等が可能になるなど、利便性の向上を図り、折衝業務を支援しています。</p> <p>また、令和5年度は、TOKYO教育フェスタや民間の転職フェアで個別相談会の開催、地方を含む電車広告の掲載や転職サイトでの募集案内、教員養成系大学やハローワーク、教員採用選考会場での募集チラシの配布、「新規の教員免許取得者への制度周知」や「小学校長会や退職校長会等の関係団体に対する知人等への声掛け依頼」などの取組を実施しています。</p> <p>さらに、普通免許状を取得していない者でも、学校長が推薦する者については、臨時免許状を発行し、臨時的任用教員に任用できるよう、選考要項の改正を行っています。</p> <p>以上の取組により、引き続き人材確保に取り組んでいきます。 (ビジョン59ページ)</p>
<p>基本的な方針 10 これからの教育を担う 優れた教員の確保・育成</p>	111	中学生	<p>教職を志す子供を増やす必要がある。教職の魅力である子供とふれあったり教えたりする楽しさを感じてもらうため、中学生や高校生が保育園や幼稚園、小学校の子供に出張授業を行いに行き、子供と接する楽しさや教える楽しさを知ってもらえるようにする。</p>	<p>中学校の学校行事では、勤労生産・奉仕的行事として、勤労の尊さや生産の喜びを体得し、職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにしています。就学前施設や小学校で職場体験活動をしている学校もあります。</p> <p>また、都教育委員会は、東京学芸大学と連携し、将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、連携対象校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる「高大連携による教員養成プログラム」を構築しています。プログラム内の「学習ボランティア」では、放課後に、近隣の小・中学校にて、連携対象校の高校生が、東京学芸大学の大学生を手本に、学習ボランティアのスタッフとして、小学生・中学生の学習支援を行うなど、教員体験を実施しています。 (ビジョン59ページ)</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 1 0 これからの教育を担う 優れた教員の確保・育成	112	中学生	教員の研修プログラムを強化し、最新の教育理論や教育技術についての知識とスキルを向上させることが必要である。	時代の変化や教育課題を踏まえ、研修内容の充実や研修方法の工夫改善を図っています。 (ビジョン60ページ)
基本的な方針 1 0 これからの教育を担う 優れた教員の確保・育成	113	学校関係者	研修内容が、受講する教員にとって「主体的・対話的で深い学び」となるようお願いする。	
基本的な方針 1 0 これからの教育を担う 優れた教員の確保・育成	114	学校関係者	『「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進』が挙げられているが、具体的な方策が示されていない。教員の研修機会の充実が急務と考える。	教員の研修については、毎年、教員研修計画を示し、教員が自ら必要な研修を見付けたり、選んだりして受講できるようにしています。 (ビジョン60ページ)
基本的な方針 1 0 これからの教育を担う 優れた教員の確保・育成	115	学校関係者	教員の研修機会の確保を具体的にまとめるべきである。	教員研修計画では、人材育成に関する取組を「O J T」、「Off- J T」、「自己啓発」の三つに整理し、教員研修を総括しています。
基本的な方針 1 0 これからの教育を担う 優れた教員の確保・育成	116	学校関係者	「マイ・キャリア・ノート」への受講記録を書くことが負担となっているため、「マイ・キャリア・ノート」を実施しないでほしい。	「マイ・キャリア・ノート」は、教員一人ひとりが自身の研修履歴を基に、研修計画を主体的に立て、自律的に研修に臨み、資質・能力を生涯にわたって高めていくことを支援するための、研修受講申込や資料の閲覧、動画の視聴、研修履歴の確認等ができる研修支援システムです。引き続き、充実を図っていきます。 受講記録については、研修のねらいを達成するための振り返りを目的としており、効果的なものとなるよう、今後も検討してまいります。 (ビジョン60ページ)

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
<p>基本的な方針 10 これからの教育を担う 優れた教員の確保・育成</p>	117	学校関係者	<p>自治体や管理職単位でのカリキュラム・マネジメントがもっと必要である。</p>	<p>各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められています。</p> <p>「カリキュラム・マネジメント」は、校長を中心としつつ、管理職のみならず全ての教職員がその必要性を理解し、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組む必要があります。</p> <p>また、全ての教職員が責任を持ち、そのために必要な力を教員一人ひとりが身に付けられるようにしていくことや、「社会に開かれた教育課程」の観点から、学校内だけではなく、保護者や地域の人々等を巻き込んだ「カリキュラム・マネジメント」を確立していくことも重要であると考えています。 (ビジョン62ページ)</p>
<p>基本的な方針 10 これからの教育を担う 優れた教員の確保・育成</p>	118	未就学児の保護者	<p>できるだけ採用後年次の低い段階で民間企業等との人事交流などを行い、学校外の世界がどのようになっているのか、どのような力が必要とされているのか、教員に身をもって体験させる必要がある。</p>	<p>採用後間もない教員は、教員としての基礎形成期であり、まずは学校現場で、教員としての資質向上に向けて取り組むことが大切であると考えております。</p> <p>なお、民間企業との人事交流については、一部実施しております。</p>
<p>基本的な方針 10 これからの教育を担う 優れた教員の確保・育成</p>	119	学校関係者	<p>教員採用試験で不採用になった人が学校現場で働くことで、現場の負担が増えているので、不採用者を学校現場で雇用しないでほしい。</p>	<p>教員採用選考で不合格となった者のうち成績上位の期限付任用教員名簿登載者について、年度当初の教員の病気休職及び退職等で、教員の欠員が生じた場合に、採用することとしています。</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	120	小学生の保護者	抜本的かつ具体的な本気の働き方改革をお願いしたい。	<p>都教育委員会は令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とし、集中的に取り組むべき具体的な対策を「学校における働き方改革推進に向けた実行プログラム」として、令和6年3月に取りまとめたところです。</p> <p>今後、本プログラムに基づき学校における働き方改革の先導役を務め、各区市町村教育委員会や学校の主体的な取組の支援や、教員一人ひとりの意識改革のための取組を含め、全力で不断の改革を推進していきます。</p> <p>(ビジョン63～70ページ)</p>
	121	学校関係者	働き方改革をトップダウンでやってほしい。現場に丸投げして、現場の工夫だけで実施させようとするのはやめてほしい。	
	122	学校関係者	月1時間でも残業を強要するような業務内容ではいけないという前提に立って、全ての施策を見直してほしい。	
	123	その他	教員の時間外勤務の改善を望む。	
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	124	中学生の保護者	教職員に仕事の効率化を求めるのではなく、教職員の仕事を根本的に減らすような大改革が必要である。	<p>令和6年3月に策定した「学校における働き方改革推進に向けた実行プログラム」において、都教育委員会は、学校や教員が必ずしも担う必要のない業務を精査し、地域人材や民間事業者の活用等を含め対応策を検討するなど、学校・教員が担う業務の適正化を推進していくこととしています。</p> <p>あわせて副校長や分掌主任等が担う業務の点検を行うとともに、校内での役割分担等の適正化、業務の効率化を推進していきます。</p> <p>(ビジョン64～66ページ)</p>
	125	学校関係者	生徒、保護者は、充実した教育環境を望むため、学校任せにせず、都教委が責任を持って教育活動の削減を進める必要がある。	
	126	学校関係者	<p>「学校・教師が担う業務に係る3分類」を挙げ、「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」としているが、この業務の移譲先がわからない。</p> <p>「教員が行う業務の見直し・縮減、校務の改善」の項目で、副校長等の業務の権限移譲等とあるが、具体性が全くない。</p>	
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	127	学校関係者	業務削減を行ったことに対し評価する仕組みを作るべきである。	<p>都教育委員会では、校長と副校長の標準職務遂行能力について、業務の効率性を意識する内容を追加したほか、教育職員の自己申告においても、効率的な仕事の進め方についての意見等を積極的に記入するよう周知を図っています。これらの取組は業績評価の参考となります。</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	128	学校関係者	外部人材を活用し、教員の負担を減らしてほしい。	<p>都教育委員会は、スクール・サポート・スタッフやエデュケーション・アシスタント、副校長補佐等の外部人材を活用し、教員の負担軽減に取り組んでいます。</p> <p>また、令和4年度から全都立学校に統合型校務支援システムを導入しています。今後も各学校のニーズを踏まえながら業務の効率化について検討を進めていきます。</p> <p>(ビジョン64～65ページ)</p> <p>実際に配置を行っている区市町村教育委員会からの意見も踏まえながら制度検討を行うなど、実際の学校現場で外部人材が十分に活用されるよう努めていきます。</p> <p>(ビジョン64ページ)</p>
	129	中学生	教員の業務負担を軽減するために、教育支援スタッフの配置や効率的な業務管理システムを導入する必要がある。	
	130	学校関係者	業務負担軽減策にあたり、外部人材を活用する際には、現場からの声を反映させてほしい。	
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	131	学校関係者	<p>雑務や校務分掌があまりにも多すぎて、教員としての第一本命である教材研究を後回しにせざるを得ない。</p> <p>そのため、下記を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校に配置しているスクールサポートスタッフを1名から2名に増員する。 ・各校に、校務分掌専属のスタッフを配置する。 	<p>各学校における校務分掌については、実情等を踏まえて、校長が定めています。</p> <p>都教育委員会では、教員の負担軽減を図るため、各学校にスクール・サポート・スタッフを配置しており、令和5年度からは、時間外勤務が多い学校には複数のスタッフを配置できるように拡大を行っています。</p> <p>また、学校運営に係る業務のうち負担の大きい業務を担う教員の授業時数の軽減を実施しており、教務主任などに加え、ICT担当等に対象を拡大する取組を進めています。</p> <p>(ビジョン64ページ)</p>
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	132	学校関係者	教職員の過重負担軽減には、ICT支援員の増員、勤務日数増が必要なため、都としての支援をお願いする。	<p>都立学校へはデジタルサポーター（ICT支援員）を配置し、区市町村教育委員会に対しては、ICT支援員の配置費用について補助を実施しています。</p> <p>(ビジョン64ページ)</p>
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	133	学校関係者	外部人材や各種支援員を配置するだけでなく、学校にいる教員の数を増やしてほしい。	<p>公立学校の教職員定数については、国の標準法に基づく都の配置基準により定めています。</p> <p>教職員定数の改善については、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持の観点から、国の責任において行われるべきと考えており、都は国に対して、教職員定数を一層充実するよう要望しています。</p>
	134	学校関係者	新しいことを教育に盛り込むならば、正規教員の人的補助を望む。	
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	135	学校関係者	夜間定時制高等学校の常勤教職員を増やして欲しい。	<p>都立高校の教職員については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	136	学校関係者	教員が十分な授業準備をして質の高い教育を実践するために、教員の持ち時数を減らしてほしい。	都教育委員会では、学校運営に係る業務のうち負担の大きい業務を担う教員の授業時数の軽減を実施しており、教務主任などに加え、ICT担当等に対象を拡大する取組を進めています。 なお、個々の教員の具体的な持ち時数については、各学校において、学年や教科などの教育課程等を考慮しながら決定しています。 (ビジョン65ページ)
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	137	中学生	ICTなどを生かして教員の業務を効率化し、作業効率を上げていくべきである。	都立学校においては、統合型学習支援サービスや統合型校務支援システム、定期考査採点・分析システム及び庶務事務システムなどの導入により、業務の効率化を図ってきました。今後も各学校の状況も踏まえながら、業務の効率化に取り組んでいきます。 (ビジョン65ページ)
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	138	学校関係者	統合型校務支援システム、定期考査採点・分析システム、保護者コミュニケーションシステム等の導入については、都立学校のみでなく、同じシステムを導入するよう市区町村教育委員会にも働きかけてほしい。異動のたびにシステム習得に時間がかかっている。	統合型校務支援システムについては、都内のほぼ全ての区市町村に導入されています。区市町村は、それぞれの状況に応じて製品などを選択しています。都教育委員会としては、各区市町村の状況を把握しつつ、国の動きも踏まえながら在り方について検討していきます。 (ビジョン65ページ)
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	139	学校関係者	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を見直し、時間外勤務手当を支給できるようにしてほしい。	現在、中央教育審議会において、いわゆる給特法に基づく教職調整額や超勤4項目、意欲や能力の向上に資する給与制度や職務等に応じた給与のメリハリなどの在り方等、教員の処遇改善に関する検討が進められています。今後、こうした状況を踏まえ、対応を検討していくこととしています。 (ビジョン65ページ)
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	140	学校関係者	非常勤職員も含め、教員全体の給与をアップしてほしい。	教員の給与に関しては、その職務の特殊性を踏まえた給与体系を構築しています。今後も他職種との均衡にも配慮しながら、人事委員会勧告事項の実施を含め、職責・能力・業績を反映した給与制度となるよう検討していきます。 なお、非常勤職員の報酬については、常勤職員との均衡を考慮し、必要に応じて改定しています。 (ビジョン65ページ)

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	141	学校関係者	島しょの教育については、へき地手当を引き上げ、地域手当は本給に繰り入れるなど、賃金の逆転現象が起こらないよう、教職員の処遇を改善し、長く島しょで教育活動に打ち込めるようにすることが必要である。	へき地手当については、令和3年度に等級地の指定に係る見直しを検討するため「へき地教育振興法」等に基づく調査を実施し、現在の支給割合としたところです。 地域手当については、地域の民間賃金水準との均衡を図るとい地域手当の制度趣旨や国との制度的均衡等を考慮すると、地域手当の本給繰入れは、妥当ではないと考えます。 引き続き、他職種との均衡にも配慮しながら適切な給与制度となるよう検討していきます。
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	142	学校関係者	平日の部活動指導についても特殊勤務手当の支給や勤務の振替が必要である。	現在、教員の働き方改革等を進めていくため、部活動指導員の配置拡大や部活動の地域連携・地域移行を進めており、部活動指導に伴う手当や勤務の振替等に関しては、その状況を踏まえて対応していく必要があると考えています。
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	143	学校関係者	人事考課制度、業績評価制度、職責・能力・業績主義をやめ、客観的基準による給与制度に変えることが必要である。	人事評価の実施は地方公務員法第23条の2で任命権者が行うべきものと規定されており、また、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することが同法第23条で規定されています。都教育委員会においても同法に基づき、職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを目的として人事考課制度を実施しています。
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	144	学校関係者	定年年齢に近い教職員や育児中の教職員など一部の教員について、異動先を配慮した方がよい。	教員の定期異動では、定年前や保育・介護等の事情がある教員について、異動の有無及び異動先について、配慮を行っています。引き続き、適切な異動の実施に努めます。
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	145	学校関係者	授業を精選し、授業は9時から15時までに終わらせるべきである。	児童・生徒の1日当たりの授業時間は、学習指導要領に定められている標準授業時数に基づき、各学校の実態に応じて設定しています。標準授業時数については、国において、学習指導要領等で検討を進めるものと考えております。
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	146	未就学児の保護者	教員の負担を減らすため、複数担任制を検討してほしい。	各学校の教員の配置等の校内体制については、実情等を踏まえて、校長が定めています。 都教育委員会では、教員の負担軽減等に向けて、小学校低学年で副担任相当業務を担うエデュケーション・アシスタント配置支援事業を推進しており、令和6年度は全小学校に拡大する予定です。また、小学校高学年で専科教員を加配し各教員が教科を分担する教科担任制を推進しており、令和10年度までに12学級以上の全小学校に拡大する予定です。 (ビジョン20,64ページ)
	147	学校関係者	子育てと仕事を両立しやすくするため、2人担任にするなどして、時短勤務などの柔軟な働き方を、もっと推奨してほしい。	

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	148	学校関係者	夜間定時制高校の勤務時間を21:30までにして欲しい。	<p>校長以外の都立学校職員の正規の勤務時間の割振りは、「東京都教育委員会の権限委任等に関する規則」及び「教育長の権限に属する事務の一部委任について」（平成20年3月11日付19教人勤第259号）により、各学校において定めています。</p> <p>また、教職員は、申請に基づき公務運営に支障がない場合には、時差勤務を取得することも可能となっています。</p>
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	149	学校関係者	<p>保護者と連絡がしやすいのは、勤務時間外にあたる時間である。時差勤務を可能とするなどし、正規の勤務時間内に保護者対応ができるような体制を整えてほしい。</p> <p>保護者と十分に連絡を取るためには、ある程度は保護者のニーズに応える必要があると思うが、働いている教職員の勤務時間も考え、制度として整えてほしい。</p>	<p>都立学校においては、職員の柔軟で多様な働き方の推進に取り組む観点から、これまで長期休業日以外の期間は、育児や介護、通院などを理由とする教職員に限定していた時差勤務について令和5年5月8日から、全ての教職員を対象を拡大しました。</p> <p>なお、時差勤務については、教職員の申請に基づき、公務運営に支障がない範囲で承認できることとなっています。</p> <p>また、都教育委員会は令和5年9月に、保護者・地域の皆様に対し、学校における働き方改革への理解及び協力を依頼するチラシを作成し、学校への連絡は勤務時間中にしていただくことなどについての協力を求めたところです。引き続き、保護者・地域の皆様の理解促進に努めていきます。</p> <p>なお、都立学校については、子供の当日の欠席連絡に関する朝の電話対応などについて、電子化を順次進めており、こうしたデジタル化等により教員の負担軽減が可能と考えています。</p> <p>(ビジョン24,65ページ)</p>
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	150	学校関係者	土曜授業は一律に廃止してほしい。	<p>土曜授業は、授業公開やゲストティーチャーを招いての授業実施など、保護者や地域住民等にかかれた学校づくりを進めるための意義を有しています。このため、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」により、設置者が必要と認める場合に実施することが可能とされています。その内容や頻度等については、各学校において、学校や地域の実情、児童・生徒の負担等も踏まえながら適切に判断することが必要であると考えています。</p>
	151	学校関係者	土曜授業の回数を減らしてほしい。	
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	152	学校関係者	行事の縮小を全都立高校体制で行ってほしい。	<p>学校行事の内容や頻度等については、各学校において、地域の実情等を踏まえ、生徒及び教職員の負担等も踏まえながら適切に判断することが必要であると考えています。</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	153	学校関係者	家庭の問題を学校で解決させることのないように、システム、専門家、警察を介入させてほしい。	<p>都内全公立学校に設置されている「学校サポートチーム」により、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、スクールサポーターやスクールソーシャルワーカー等を含めた関係機関等が一体となって取り組んでいます。</p> <p>また、警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項により、児童・生徒の健全育成及び非行防止活動を効果的に推進するため、いじめ問題や児童虐待案件の重篤化を防ぐため、連携の強化を徹底しています。 (ビジョン40ページ)</p>
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	154	学校関係者	成績表の所見欄をなくしてほしい。	<p>小・中学校においては、通知表の内容については、各学校が、実態に応じて決めています。</p> <p>都立高校等においては、現在運用しているシステムでは、通知表の所見欄等、一部の出力項目について任意で設定できます。</p>
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	155	学校関係者	過剰な校内研究を減らしてほしい。	<p>小・中学校において、校内研究の規模や内容については、各学校が、実態に応じて決めています。</p> <p>都立高校等において、各学校は、通常業務の負担にならない範囲で、組織的に校内研修等を実施し、授業改善に努めています。</p>
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	156	学校関係者	入学者選抜は、選考業務以外は外部委託化し、生徒の授業時間確保をするべきである。	<p>入学者選抜に関わる施策や業務についてはこれまでも様々な改善に努めてきたところですが、今後も検証を行い、誤りのない適正な入学者選抜の実施を第一とした上で、業務削減についても検討します。</p>
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	157	学校関係者	授業観察、面談を減らしてほしい。	<p>自己申告は、当初申告で学校経営方針を踏まえた職務目標を自ら設定し、中間申告で取組状況と成果を確認して年度末までの取組内容に対する指導・助言を受け、最終申告で達成状況を確認して次年度の職務目標の設定に向けた指導・助言を受ける流れとしており、年3回行う必要があります。</p> <p>また、授業観察は、校長及び副校長が、教育職員の主たる職務である授業の観察を通して、教育職員の学習指導や学級経営等の状況を適切に把握するために実施するものです。回数については、学校の実態や教育職員の職務等を踏まえつつ、少なくとも年2回以上は実施するようお願いしています。授業観察の方法については、校長と副校長が分担して行うなど、各学校で判断しています。</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	158	学校関係者	教員の業務を事務職員等に負担させるというような記述があるが、現在業務過多による休職等で事務職員が欠員している学校が多数存在しているため、事務職員に対する働き方改革がないまま、事務職員に更なる負担を強いるのはやめてほしい。	事務職員の負担軽減については、令和6年3月に策定した「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」において、事務負担の軽減を図るとともに、学校組織における唯一の総務・財務等に通ずる専門職として、校務運営に一層参画できるよう検討することとしています。 都政のDX化の流れを受けセンターで集約を行っている諸手当認定事務について電子化を行うなど、事務の効率化を図っています。
	159	学校関係者	教員以外の学校職員の時間外勤務も縮減すべきである。	
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	160	学校関係者	採用1～5年目の職員が学校の経営企画室には多いため、事務職員の経験不足が見られる。また、かつて「学校事務採用」があったときに比べ、学校で働くことの意欲に乏しい職員も多いため、長く学校で働きたいと思えるような環境を作してほしい。	近年の行政需要の高まりなどにより、全庁的に新規採用者数が増加する中、約250校の都立学校を管轄する都教育委員会では、学校職場に毎年多くの新規採用職員を配置しております。 そのため、局研修や職場を中心としたOJTの実施などにより、若手職員の人材育成に力を入れております。また、東京都人材育成基本方針では、採用から主任級職の期間は、行政分野及び職務分野のそれぞれの強みを持たせることを目標とする期間としており、採用から3年目の職員を異動させることで、職員の能力の育成を図っております。 都では、早期からの職員の適正の発見及び効果的な能力向上を図る観点から主事・主任期の局間異動や主任昇任時の局間異動を実施していることから、局間異動を経た学校経験を有する職員が、再度学校で働きたいと思える職場環境の整備を図るとともに、学校経験がない職員も学校職場での勤務を目指しやすいよう、公募制人事などを活用し、意欲や能力・経験を有する職員の確保に努めてまいります。
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	161	学校関係者	都立学校の事務職員の学校間での繋がりが弱い、校内でのOJTよりも他校から教えてもらうことも多いので、若い職員がベテラン職員からノウハウを学べるような仕組みを確立させてほしい。	都教育委員会では、学校経営支援センターを設置し、学校の事務の一部集約化を図るなど、学校事務の効率化を図ってきました。また、学校経営支援センターでは、各学校での課題解決に向けた相談やサポート、連絡会の開催を通じた情報共有などにより、各学校の円滑な業務遂行を支援しています。

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	162	学校関係者	学校徴収金については、外部の協力も必要である。「東京都主導」で未納解消ができるような制度を構築してほしい。	<p>区市町村立小・中学校の管理運営は、各区市町村教育委員会において行われております。都はこれまで、学校徴収金システムの導入経費補助等、区市町村教育委員会の取組を支援してきたところです。</p> <p>都立学校では、「東京都立学校の管理運営に関する規則」等に基づき、学校徴収金に関する収納や出納などの業務については、主に経営企画室が担っています。都教育委員会では、学校徴収金に関する事務手引や共通の管理様式の作成・周知に加え、毎年度、事務担当者を対象とした研修を実施するなど、各学校に対する支援を行っています。</p>
基本的な方針 1 1 学校における働き方改革等の推進	163	学校関係者	パワハラを行う管理職をしっかりと取り締まり、メンタル不調による休職者を減らす努力をしてほしい。	<p>パワー・ハラスメントの防止については、管理職をはじめとした全教職員に対し、サービスの厳正の通知や、ふくむニュースレター等で周知するとともに、12月のハラスメント防止月間では、都立学校の全教職員がチェックシート等によりハラスメント防止に関する理解を深める等の対策を行っています。</p> <p>また、都立学校の管理職を対象として、パワー・ハラスメント防止をはじめとしたサービス事故防止研修を実施し、区市町村立学校では、サービス監督権を有している区市町村教育委員会が指導等を行っています。パワー・ハラスメントの事実が確認された場合は、サービス事故として都に報告され、懲戒処分等を行います。</p> <p>さらに、都教育委員会では、アウトリーチ型相談事業を実施しており、面談を通じて、メンタルヘルスケアが必要な教職員を早期に発見し、必要に応じて病院等の専門窓口へ案内するとともに、相談内容や傾向を分析し、職場の改善点等について、各教育委員会や学校に助言しています。引き続き、教職員が安心して働ける職場環境づくりを推進していきます。 (ビジョン67,68ページ)</p>
基本的な方針 1 2 質の高い教育を支える環境の整備	164	学校関係者	アスベストが校舎内に多く残存している学校は、直ちに建替すべきである。	<p>都立学校の老朽校舎の改築については、建物や設備の老朽化の度合い、経過年数など各施設の実情を総合的に判断し、整備を進めています。なお、アスベストを含有している都立学校施設においては封じ込め等の対策を実施済みであり、児童・生徒等の健康に及ぼす影響はありません。 (ビジョン72,73ページ)</p>
基本的な方針 1 2 質の高い教育を支える環境の整備	165	中学生	都立高校の設備を改善してほしい。	<p>都立学校の老朽校舎の改築や大規模改修工事については、建物や設備の老朽化の度合い、経過年数など各施設の実情を総合的に判断し、整備を進めています。また、施設・設備の造改修工事については、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に実施しています。 (ビジョン72,73ページ)</p>

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
その他	166	高校生の保護者	<p>本ビジョンに出てくる関与者に、保護者の割合が少ない。特に不登校や子どもの権利保障の面では、保護者の理解や心理的な負担軽減が不可欠であり、学校・行政・専門家だけでは解決できないことが多い。</p>	<p>子供一人ひとりのおかれた様々な状況に応じて、学校、家庭、地域、区市町村、関係機関等が互いに連携し、社会全体で子供の成長を支えることが重要であると考えています。そのため、基本的な方針 9 に示したとおり、学校と家庭との連携を図る取組の充実を図っていきます。 (ビジョン54～56ページ)</p>